

### 17年度の主な改正点

5年に1度、制度の見直しを行う公的年金制度。昨年はその改正の年にあたり、持続可能で安心な年金制度とするための改正が行われました。

17年4月より実施される主な内容を紹介いたします。

年金に関するお問い合わせは大宮社会保険事務所  
☎652-4711または町年金係まで



### 改正点 1

#### 国民年金保険料の引き上げ

・月額13,580円に  
平成17年4月より、国民年金保険料は月額13,580円になります。  
なお、保険料は平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられる予定となっています。  
(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します)

### 改正点 2

#### 口座振替がますますお得に!

①口座前納割引額が増えます  
17年度の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、2,890円の割引ですが、口座振替ですと3,420円の割引となり、530円もお得になります。(半年分の前納も口座振替が有利です)  
なお、現金払いでの前納は、4月に郵送される納付書で4月30日(今年度は休日のため5月2日)までに金融機関等の窓口でのお支払が可能です。  
口座振替での前納は、3月31日までに社会保険事務所での登録が済んでいることが条件

件になりますので、口座前納をご希望の方は、お早めにお申し込みください。(年度末のお申し込みは登録が間に合わない場合がありますので、特に金融機関を経由してのお申し込みはご注意ください)

なお、既に口座振替で前納をされている方は、新たに届出をする必要はありません。  
(注意)  
国民年金基金の掛け金と国民年金の保険料を合わせて口座振替をされている方へ  
国民年金保険料の納付を前納にする場合は、**3月18日必着**で基金へのお申し込みをお済ませください。  
②月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落し)制度ができました  
通常の口座振替は定額保険料ですが、早割制度を利用すると、保険料が40円割引となります。この制度を利用すると、翌月末の初回の口座振替にて2か月分(うち1か月分は40円割引)が引き落とされ、その後は月々の保険料が40円割引となります。  
なお、保険料の半額免除の承認を受けている方は通常の

### 改正点 3

#### 第3号被保険者の特例届出の実施

厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者(第3号被保険者)の届出の特例が認められます  
これまで第3号被保険者の届出が遅れていたときには、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となり、それ以前の期間は「保険料未納の取り扱い」となっていました。しかし、今回の改正において、特例の届出をしていただくことにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

なお、平成17年3月までに第3号の届出があり、社会保険庁において、第3号に該当していないが前述の「未納の取り扱い」と把握している期間については、特例の届出は必要ありません。  
また、この特例に該当する方については、すでに特例の届出も行われたとみなし、自動的に保険料納付済の期間へ

の変更を行い、社会保険庁から4月下旬にその旨のお知らせが送付されます。  
なお、特例に該当する方では、年金額が増額となる場合もありますが、この年金額の改正についても社会保険庁で実施するため、届出の必要はありません。

### 改正点 4

#### 特別障害給付金制度の創設

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

### ◆対象となる方

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

のいずれかに該当するとともに、国民年金に任意加入していなかった期間内に初

診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方。

### ◆支給額

- 1級：月額5万円
- 2級：月額4万円
- ・支給額には、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・所得によって支給制限となる場合があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

### ◆窓口

- ・請求の窓口は、伊奈町役場です。
- ・障害認定等の審査、支給事務は社会保険事務局(社会保険庁)で行います。

### ◆受付開始日

平成17年4月1日からです。  
問合せ：大宮社会保険事務所  
☎652-4711

### 改正点 5

#### 30歳未満の第1号被保険者に係る納付猶予制度の創設

・所得によって、保険料の納付が猶予されます  
現在は、本人と配偶者と世

### 改正点 6

#### 国民年金の高齢任意加入の対象者の拡大

国民年金では、20歳から60歳に達するまでが強制加入期間となっていますが、加入期間が不足しているために老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことができない人や満額の老齢基礎年金を受給できない人のために、60歳以上65歳未満の期間において任意加入できることとし、加入期間を増やす道が開かれています。  
また、特例で昭和30年4月1日以前に生まれた人は基礎年金の受給資格期間を満たすまで(70歳まで)加入できる特例高齢任意加入があります。

### 改正点 2

#### 口座振替がますますお得に!

①口座前納割引額が増えます  
17年度の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、2,890円の割引ですが、口座振替ですと3,420円の割引となり、530円もお得になります。(半年分の前納も口座振替が有利です)  
なお、現金払いでの前納は、4月に郵送される納付書で4月30日(今年度は休日のため5月2日)までに金融機関等の窓口でのお支払が可能です。  
口座振替での前納は、3月31日までに社会保険事務所での登録が済んでいることが条件

件になりますので、口座前納をご希望の方は、お早めにお申し込みください。(年度末のお申し込みは登録が間に合わない場合がありますので、特に金融機関を経由してのお申し込みはご注意ください)

なお、既に口座振替で前納をされている方は、新たに届出をする必要はありません。  
(注意)  
国民年金基金の掛け金と国民年金の保険料を合わせて口座振替をされている方へ  
国民年金保険料の納付を前納にする場合は、**3月18日必着**で基金へのお申し込みをお済ませください。  
②月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落し)制度ができました  
通常の口座振替は定額保険料ですが、早割制度を利用すると、保険料が40円割引となります。この制度を利用すると、翌月末の初回の口座振替にて2か月分(うち1か月分は40円割引)が引き落とされ、その後は月々の保険料が40円割引となります。  
なお、保険料の半額免除の承認を受けている方は通常の

### 改正点 3

#### 第3号被保険者の特例届出の実施

厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者(第3号被保険者)の届出の特例が認められます  
これまで第3号被保険者の届出が遅れていたときには、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となり、それ以前の期間は「保険料未納の取り扱い」となっていました。しかし、今回の改正において、特例の届出をしていただくことにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

なお、平成17年3月までに第3号の届出があり、社会保険庁において、第3号に該当していないが前述の「未納の取り扱い」と把握している期間については、特例の届出は必要ありません。  
また、この特例に該当する方については、すでに特例の届出も行われたとみなし、自動的に保険料納付済の期間へ

今回の改正によって、この対象とされる人の生年月日が、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた人(平成17年4月1日に40歳以上に達している人)にまで拡大されることとなります。  
☎ 国民年金係 ☎2164

### その他の改正点

#### その他、次の項目が4月から実施されます

#### ・追納加算率の見直し

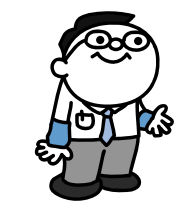
保険料免除や納付猶予された期間の保険料をさかのぼって納める(追納)ときの、加算率の計算率が引き下げられ、追納しやすくなります。

#### ・追納の優先順位の見直し

これまでは学生納付特例期間が優先されることになっていましたが、この追納の優先順位を本人が選択できることになりました。

#### ・免除基準の見直し

単身世帯を中心に所得要件の緩和が行われます。



ご利用ください  
**年金相談**  
日時 3月30日(水)  
10時~15時  
場所 役場3階第3会議室

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られた案内状(はがき)等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。